

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第6回 民主政治と選挙（1）

1. わが国の選挙制度の変遷

1889（明治 22）年	満 25 歳以上の男性で直接国税 15 円以上の納税者に選挙権が付与される
1900（明治 33）年	納税条件が 10 円以上に引き下げられる
1919（大正 8）年	納税条件が 3 円以上に引き下げられる
1925（大正 14）年	納税条件が撤廃され、満 25 歳以上の男性に選挙権が付与される
1945（昭和 20）年	満 20 歳以上の男性と女性に選挙権が付与される
1946（昭和 21）年	衆議院議員総選挙（大選挙区制限連記制）が行われる 都道府県知事・市町村長の公選制が導入される
1947（昭和 22）年	参議院議員通常選挙（全国区・地方区）が行われる 衆議院議員総選挙（中選挙区制）が行われる 日本国憲法が施行される
1982（昭和 57）年	参議院議員通常選挙の全国区制が拘束名簿式比例代表制へ変更される（1983 年の通常選挙から適用）
1994（平成 6）年	衆議院議員総選挙の中選挙区制が小選挙区比例代表並立制へ変更される（1996 年の総選挙から適用）
2000（平成 12）年	国政選挙で在外選挙が導入される 参議院議員通常選挙の拘束名簿式比例代表制が非拘束名簿式比例代表制へ変更される（2001 年の通常選挙から適用） 比例代表選出議員が当選後に当選時の所属政党以外の政党へ移籍すると失職することとなる（公職選挙法 99 条の 2）。

2. 代表制・選挙制度の類型

- 代表制は、選出方法によって、多数の票を得た者を当選させる多数代表制と、得票数に応じて少数派にも議席を与える少数代表制に、選出基盤によって、地域代表制や職能代表制などに分類される。政党の得票数に比例して議席を配分する比例代表制は、少数代表制の一種である。
- 選挙区制度は、1 つの選挙区から 2 名以上の議員を選出する大選挙区制と、1 つの選挙区から 1 名の議員のみを選出する小選挙区制とに分けられる。
- 比例代表の方法としては、原則として名簿を用いない移譲式と、政党が事前に候補者名簿を作成し選挙人に示す名簿式とがある。後者は、拘束名簿式と非拘束名簿式とに分けられる。議席の配分については、ドント式やサンラゲ式など、さまざまな方法がある。
- 投票方法は、候補者 1 名の氏名だけを投票用紙に記入する単記式のほかに、2 名以上の候補者の氏名を記入する連記式がある。

ドント式

	÷1	÷2	÷3	÷4	÷5	÷6	÷7
A党	2,209,563	1,104,782	736,521	552,391	441,913	368,261	315,652
B党	2,066,018	1,033,009	688,673	516,505	413,204	344,336	295,145
C党	873,334	436,667	291,111	218,334	174,667	145,556	124,762
D党	458,617	229,309	152,872	114,654	91,723	76,436	65,517
E党	302,739	151,370	100,913	75,685	60,548	50,457	43,248

修正サンラゲ式 (上の表と同じ得票状況である)

	÷14	÷3	÷5	÷7	÷9	÷11	÷13
A党	1,578,259	736,521	441,913	315,652	245,507	200,869	169,966
B党	1,475,727	688,673	413,204	295,145	229,558	187,820	158,924
C党	623,810	291,111	174,667	124,762	97,037	79,394	67,180
D党	327,584	152,872	91,723	65,517	50,957	41,692	35,278
E党	216,242	100,913	60,548	43,248	33,638	27,522	23,288

Quiz

Q6 国会議員の選挙制度に関する次の A から E までの記述のうち、判例に照らして明らかに誤っているものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- A 憲法の定める選挙権の平等原則は、単に選挙人の資格における差別を禁止するにとどまらず、投票価値の平等をも要求しているが、参議院議員選挙において都道府県単位で一定数の議員を選出するとの制度は、参議院議員の選出方法と衆議院議員の選出方法を異ならせることにより、参議院議員に地域代表的要素を加味しようとするものであり、その結果選挙人の投票価値の平等が損なわれることとなったとしても、直ちに憲法第 14 条第 1 項に反するとはいえない。
- B 憲法第 43 条第 1 項の「選挙」につき、直接選挙が要請されていると考えた場合、衆議院議員や参議院議員の比例代表選挙において、政党名を記載するとの投票方法を採用することは、政党にあらかじめ順位を定めた名簿を届け出させ、選挙人がその名簿を見て政党を選択して投票し、その名簿の順位に従って当選人を決定するとの方式によるとしても、憲法第 43 条第 1 項に反する。
- C 衆議院議員選挙における小選挙区制は、全国的にみて国民の高い支持を集めた政党に所属する者が得票率以上の割合で議席を獲得する可能性があり、民意を集約し政権の安定につながる特質を有する反面、野党や少数派党も、このような支持を集めることができれば、多数の議席を獲得することができる可能性があり、政権の交代を促す特質をも有するといえることができるから、特定の政党にとってのみ有利な制度ではなく、また、死票が 50 パーセント以上生ずる可能性が高いが、死票は、どのような選挙制度を採用しても生じ得るものであるから、憲法の国民代表の原理に反するとはまではいえない。
- D 衆議院議員選挙における小選挙区制において、候補者のみならず、候補者を届け出た所定の要件を備えた政党も選挙運動ができるとすると、所定の要件を備えた政党に所属する候補者と所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生ずることとなるが、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合には、憲法第 14 条第 1 項に反する。
- E 衆議院議員選挙における重複立候補制は、小選挙区選挙において落選した者であっても比例代表選挙の名簿順位によっては当選人になることができるとするものであるが、重複立候補することができる者を衆議院又は参議院に一定数以上の議員を有する政党に限るのは、国会が選挙制度を政策本位、政党本位にするためにこのような制度を採用したものであるとしても、立候補の自由を保障する憲法第 15 条第 1 項に反する。

1. A・C 2. B・D 3. C・E 4. D・A 5. E・B

(平成 12 年旧司法試験)